

《研究ノート》

神寵帝理念の成立

弓 削 達

一

ローマ帝國の推移や古代末期の社會構造を理解するためには皇帝理念の問題を無視することが絶対にできないことについては、別稿において一言ふれたところであるが、ローマ皇帝理念形成の一應の終結點としても、またその後の發展の出發點としても、エウセビオスとコンスタンティヌス大帝の思想は一つのピークを形作っている。それが終結點だというわけは、本稿がふれるような諸點や、またオリゲネスを頂點とするキリスト教思想家たちによって展開されてきた思想發展を念頭におくからであり、また出發點だというのは、古代末期のみならずビザンツ史を貫いてこの思想が皇帝權力の理念的支柱として實際政治・文化・社會の上にいかに大きな役割を演じたかを想起するからである。もとより、西歐を含むヨーロッパ史の發展を考えるばあい、皇帝理念のみならずローマ理念についても、いまだ古代哲學の思想に深く埋没しているエウセビオスとは異った

まったく新しいいわば眞にキリスト教的と稱さるべき思想が、アウグスティヌスにおいてうみだされて崇高な靈峰となるのであり、また、エウセビオスとコンスタンティヌスにおいて基礎をおかれたいわゆる Caesaropapismus なる教會と國家の關係のあり方とは逆の西方的な Theokratie の萌芽が、同じ四世紀の後半にアンブロシウスとテオドシウス大帝との間で形作られたのである。しかしながらそのことは、古代末期の皇帝理念をエウセビオスを起點として考えることをいさかも妨げるものではない。

さて、エウセビオス神學におけるコンスタンティヌス觀、そこにならされた皇帝理念について詳説することは本稿の課題ではないが、以下の展望に必要なかぎりはじめに簡叙しておかねばならない。エウセビオスはコンスタンティヌスの帝國を天における神の支配の地上における模像と考え、天に一人の神があるごとく地上に一人の皇帝があらねばならないとする。皇帝は大王(神)の代官であり、神を原像とする模像であり、神によって選ばれた者であつて、その義務は神を反映することである。およそこれらの諸點がその要點である。

ところで、このように皇帝を直接的に神そのものとするのではなく神に選ばれた神の代官となす皇帝理念は、エンスリンによって神寵帝 Kaiser von Gottesgnaden, Emperor by the Grace of God とよばれて神帝 Gottkaiser, Godemperor と區別され、それは學界の術語となるにいたつた。エンスリンによれば、プリンキパトゥス初期から專制政への傾きをもつてい

たローマ帝政は、セウエルス朝に入るとヘレニズム的な支配者禮拜の影響を一層強くうけ神帝としての凡ゆる屬性を表現して三世紀を貫くが、アウレリアスとディオクレティアヌスには神龍帝理念を表現した碑文史料や傳承が神帝的表現の傍らに現れ始め、この理念に密接して四世紀のキリスト教的龍神帝理念が成立した。

エンスリンの解釋にたいしてはテーガーの批判が存在する⁽¹⁰⁾。テーガーはエンスリンが神帝理念の表現とみたディオクレティアヌス時代の *dis gentis et deorum creatoribus* ⁽⁹⁾ について、それが他の同帝の公式表明と鋭く對立するものなることを指摘し、アウレリアヌス帝時代の *dominus et deus* なる二貨幣⁽⁹⁾については、それが北部バルカンの一鑄造所から發行された地方的なものであってアウレリアヌスの皇帝理念として一般化することはできないことを結論する。そしてテーガーの論文全體は、アウレリアヌス治政に表現された皇帝理念を正しく把握するために、支配者理念の歴史をヘレニズムにまでさかのぼって考究している。まず、*dominus et deus* の先例をたずね、ドミティアヌス帝にたいする呼稱に到達するが、同帝にあってはこれは正式の呼稱に含まれてはおらず、宮廷奉仕者の用語に由来したものと思われ、而もその後 *dominus* は一般化した *deus* は市民權を獲得せず、したがってドミティアヌスとアウレリアヌスとの間に直接的なつながりは考えられな⁽¹⁰⁾いとする。しかし間接的には、宮廷奉仕者に多數存した東方出身奴隸を介してのヘレニズム的用語法の影響が考えられるとなし、ヘレニ

ズムにおける *Seos kai kopios* (*θεοποιός*) の證言を尋ねる。すると、アウレリアヌス以前の唯一のものは(本来のヘレニズム世界ではなく)ボスボラス王國の碑文であるが、この王國はイランの影響を深くうけ、ヘレニズム盛期にみられるごとき王の直接神化を繼受せず、王は自らを神々の敬虔なる奉仕者とみなしている。とすると *Seos* の用法が一般ギリシア語と異ると考えざるをえない。そのことは、アルサケス、ササン、兩朝の王碑文と貨幣によって證明され、そこでは *Seos* に當る *thy bag* はカリスマ的内容を失わない「陛下」を意味し、それは恐らくアケメネス朝の官房用語に由來する。その意味でベルシアの神帝理念といわれるものも見直されねばならない。一層教えるところの多いものはコンマゲネの碑文で、Nemrud Dagh の碑文から、王は *Seos* と表示されるがアフラマズダその他の神々とは、區別され、王は神に仕え神龍によって王位をえ、死後高められるが神にはならない、という觀念が明かとなる。

次にテーガーは支配者理念の思想的系譜をもとめて、ヘルメティカの *kopē kopious* ならびに、五世紀の *Stobaeus* に收録された新ピタゴラス派哲學者といわれる諸家(*Elephantos, Diogenes, Shenidas*)の思想の要點をのべる。それによつて、これらの思想においては、多層的な宇宙論を背景にしてカリスマ的な完全哲學者の像が措定され、政治的領域における *deus et dominus* (王) はカリスマ的な *tycho Seos* の兄弟と考えられ、神を模倣するという理念が明かにされる。

以上のごとき考察をテーガーは歴史的展望のなかに位置づけ

ようにする。すなわち、カイサル^{カエサル}の強い影響のもとに、帝政初期には、支配者を *numen sui generis* として直接神化して神と並置するヘレニズムの王理念が、偉大な人格より發する *Wirksamachte* にたいする古ローマの信仰と融合したが、しだいにヘレニズム後期の現神王理念の前にローマ的^{ローマ的}信^信は後退した。他方これと並行して東部ヘレニズム地域諸民族^{諸民族}と共に、支配者のカリスマ的^{カリスマ的}昂揚以外の直接的^{直接的}神化を知らない王理念が流入してストアその他の理念と結合する。かくしてセウエルス朝時代に、現神王思想は召命王理念に道をゆずり、ここに古ローマの信仰は根本的に作り直されるに至る。すでにみたごとく碑文史料や哲學思想は、かかる發展と結びつくものであった。またそれにくわえてテীগーは、貨幣面のシンボルにおいても同様の理念が前提されていることを示し、コンモドゥス帝においては *numen sui generis* たる *Hercules Romanus* として表示されていたが、この現神王理念は保護神理念に道をゆずり、*Hercules* は *Hercules* となり *Iovius* と結合されるに至ったことを示す。最後にアウレリアヌス貨幣の一般特徴を概観し、そこに帝權が神龍の結果とみられていることを指摘し、かつアウレリアヌスに於ては^はが皇帝と國家の唯一の守護神となつたのではないこと、太陽神の一神教は宗教と政治の現實には存しないこと、を論じている。そして、保護神或は召命王理念はとくにエクファントスらの思想において四世紀の神龍帝理念にきわめて接近し、それはそのままエウセビオスにうけつがれた、という展望をもって稿をじている。

要するにテীগーは、セウエルス朝以後の文獻・碑文・貨幣に神龍帝理念をエンスリン以上に強く讀みとるのである。*Soybaens* によつて收録されたビタゴラス派哲學者の思想については、*Goodenough* の論文⁽¹²⁾が出ていろいろ研究者の注目をひき、ベーンズはそれらとエウセビオスとの關係に早くより注目し、バーカーの近著⁽¹³⁾もこの關連に注目しているのであって、新しいことではない。またアウレリアヌスとディオクレティアヌスが神龍帝理念のもとに考察されるべきことについても、エンスリンの研究がでる前にベーンズの指摘と論證があり、テীগーの論證は適切と思われる。神龍帝理念の由來をイラン思想にもとめていることについても事情はほぼ同様である。しかし、アウレリアヌスにおける^のの過大評價をいましめ、太陽神の一神教の現實的存在を否定する點はどうであらうか。アウレリアヌスにおける *Sol* 導入が轉回點としていかに重要であるかについて、さらには太陽宗教については、今やわれわれはアルトハイムの諸論著⁽¹⁴⁾をもっているものであり、これを修正することは單なる一論文のなしようところではなく、テীগーの約束された著書⁽¹⁵⁾の待たれるところである。いずれにしても、轉回點をセウエルスにもとめるか、アウレリアヌスにみるか、問題は大きいのであるといわねばならない。

ギリシアのビザンチニスト、カラヤンノブローロスは、三三〇年のコンスタンティヌス圓柱の宗教史的意味を扱った論文⁽¹⁶⁾において、そこにおける太陽をコンスタンティヌス大帝と解しここに皇帝直接神化の意味における皇帝禮拜を讀みとった *Pregat*

の説を批判し、大帝以後には眞の意味での皇帝禮拜は消滅したと結論したが、然りとすれば同じことはすでに三世紀の神龍帝理念のもとにおいて言いうるのであろうか。エンスリンが重視するような陣營における皇帝祭壇の例のごときをみるとき、このこともまた残された問題であるといわねばならない。

二

テীগーは、帝政初期に古ローマ的な人格信仰とヘレニズム的な現神王理念が結合し、やがて前者が後退するが、後者もまたセウルス朝には保護神理念に道をゆずる、と概ねこのような構想をいだいているごとくであるが、神龍帝理念はエクファントスら三世紀の哲學者や三世紀の碑文、貨幣にのみ初めて現れたものであろうか。神龍帝理念そのものとは言えなくとも、すくなくともその先驅的思想が三世紀より以前の思想家にみいだされる。きわめて便利なバーカーの近著を通過してみると無關係とは言いきれない多くの章句を発見するのである。以下その主要なもののみ列挙しておきたい。それらが如何に解されいかに位置づけられるかは、あけて今後の考察に残されている。

まず手がかりとして三世紀のエクファントスの皇帝理念の要點をみよう。これによると、皇帝は最高の創造者(神)により神を模範として作られた。それ故皇帝は神の反映である。皇帝の地位は太陽の如く、臣下にとっては光輝の中にある。その政治において神の美を寫す皇帝は神と臣下に愛される。皇帝の

徳は、天上の神自身の業が神の恩寵によって皇帝に與えられたものである。神は萬人に神の模倣の心を起させるが、何人にもまさり皇帝は神を模倣し神に似る。皇帝はその諸徳によって帝を模倣せんとする心を起させる。神のロゴスがこれを助ける。神は宇宙の知恵であり、帝も知恵であり、之によって帝は神の諸徳をもちうる。つぎに、同じく Stobaeus の收録したディオトゲネスには次のように論ぜられている。宇宙の最良者は神であり、地上の最良者は皇帝である。神と宇宙の關係は、帝と國家の關係に等しい。國家と宇宙の關係は帝と神の關係に等しい。なぜなら、國家は宇宙の調和を模倣し、皇帝は神の似像なる生ける法である。皇帝がもつべき諸資質、諸屬性は、神々とくにゼウスのものだから、帝は神を模倣し、臣下は帝を模倣するものである。同じ頃の成立と考えられるヘルメティカにもつぎのような皇帝論がみられる。神は本性上音楽家であり宇宙の調和を作りだす。宇宙の最高王(神)をたたえ、次に、神にならって主權をもつ者をたたえよう。神は皇帝に勝利を與えた力であり、不死永遠の支配者なる最強力之王である。皇帝は神の手から帝位をうけ最高の主權を與えられ、神の右手から勝利を與えられた。帝像は風に惱む者の港である。

ところで、この思想につながるものとしてバーカーによって指摘されているものにプリニウスのトラヤヌス帝頌詩(一〇〇年頃)と、ディオクリュストムス(Claudianus)がある。前者には、皇帝は世界の父なる神の代理であり、神の如くに正義と理性によって地上の萬物のためにつくし萬人の道德的鑑と

なる、という思想がみいだされる。一層注目されるのはディオである。彼は賣春反對論にさいして全人類は平等に神によって作られたという思想を表明し (oratio, 7)、また宇宙はゼウスを父または王とする家族或は王國であるという一神教 (一神教と云ふ點では Pseudo-Aristoteles の De Mundo に一層掘りさげた展開あり、新しいことではない) を背景に、法を守り友情と調和の精神をもつ支配者による帝 (王) 政こそポリスの名に値し、かかる帝政こそゼウスの欲するものである、と論ずる (oratio, 36)。彼にはよい主權者として「公共の安寧のための手段として神とせられた王」なる一句があり (oratio, 32)、支配者神化を宗教的な意味に解していないことが注意されるが、トラヤヌスへの頌詩として作られたと思われる四つの皇帝論 (Peri basileias) には次のような思想が展開される。善帝のみがゼウスより帝位をえたのであり、第一の最大の帝はゼウスより權力と委託をうけたのだからゼウスに従って正しく治めれば幸福をうるが、ゼウスにそむけば不幸となる (以上 oratio, 1)。諸王の王、神々と人間の父、保護者なるゼウスは、皇帝に相應しくない暴君を帝位より除く (oratio, 2)。帝政こそ天より送られた幸福なる政體であり、それは全宇宙が最高神ゼウスより支配されることの似像である。皇帝は神々の委託をうけたのであるから神々の恩寵をうけるのであり、帝の第一の目的は神々の禮拜である。神々を信ずることによりよき臣下をも持つであらう (oratio, 3)。

プリニウスとディオが注意されるなら、同様にブルタルコス

にも見落しえない思想がみいだされる。曰く。王は生けるロゴスである。神の美わしき似像たる天の太陽がガラスに反映してみうる如く、神は國家の中に正義と理性の光をうちたてた。王は神の模像として哲學の力で神にならい人民を支配する、と (prologos *typhōna aradērou*, c. 3, 5)。また一世紀後半のストア派 Musonius Rufus の「王も哲學を學ぶべし」(Stobaeus, Florilegium, IV, VII, § 67) にも、王は生ける法たるべきであり、ゼウスの追隨者としてゼウスが然るごとく臣下の父として行動すべきである、そのためには善王たらんとする者は惡をさけ善を行ふ道を教える哲學を學ぶべきである、と述べられている。

ところが、さらに遡って帝政期冒頭にいたると、アウグストゥスを神とよぶ幾つかの碑文がみいだされる。まず、アウグストゥス誕生日を元日とすることを定めたアジア州會議の布告碑文 (前九年) は、最も神格的なるアウグストゥスが人類にもたらした數々の恩恵をたたえ、攝理が彼を世に送り我らの救世主とした故に、彼の誕生日は福音の初めである、と記す。ミュティレネの碑文 (27-11 B. C.) は、アウグストゥスが一般人以上の神々の力を與えられていたたえ、彼を神とするという表現をとっている。前一年のハリカルナッソスの碑文においてはアウグストゥスは *dea Roma* の父、父なるゼウス、全人類の救世主とよばれており、アッソスの碑文 (A. D. 37) にはカリグラも神と呼ばれ、救世神ゼウス、神アウグストゥス、アテーネーの名において彼への忠誠が誓われている。一應皇帝の直接

神化とみられるこれらの碑文は思想的掘りさげも少く單純であり、神々との關係も不問に附し、哲學的一神教の色彩は未だ皆無である、そのことは、キリスト教徒審問の法廷に神々の像と帝像とが、並置されて禮拜を強要した事實(Plinius, Epist., X, 96)にも残っている。

このような支配者神化は、小アジアのギリシア都市による Dea Roma 崇拜、英雄・總督崇拜を介してローマに移されたと考えられている。然らば本来のヘレニズム諸王國においては如何。マケドニア王國におけるストア的な奉仕王の理念は別として、プトレマイオス王國におけるファラオ的な傳統、セレウコス王國における現神理念が注目せられるが、それにしても次の諸點が注意せられる。プトレマイオス二世に對するテオクリトスの讚歌 (Idyll. XVII, 5) では、王は神そのものというより、ゼウスよりのもの、ゼウスに守られる者とされ、ヘラクレスの裔と歌われており、最高神としてのゼウスをたたえるクレアンテスのゼウス讚歌と併せて、前三世紀の神思想と王理念のかんれんで重要と思われる。次にロゼッタ碑文は、プトレマイオス五世をたしかに神として神殿に祀ることの決議を傳えているが、しかし王の他に最高神をたしかに認めており、王を太陽(アモンラー)の子、その生ける似像としてとらえている。またセレウコス王國の碑文も、アンティオコス二世と王妃を最高神とはせずアポロの後裔とみ、王は自ら祭祀の對象であるばかりか他の神々の祭祀を配慮し祭司を任命している。これらの例にみるようにヘレニズムの支配者神化の中にも、神々とのか

んれんづけにおいて必ずしも一義的ではないなお考慮さるべき多くの要素を含んでいる。さればセレウコス王國に於て、王神化の傾向の著しかった小アジアのギリシア都市の他面に、ベルシアの hvarenó 理念や、バビロンの、王は神の代理、神の子、なる理念の影響が考慮されているのうなづけるのである。神化の頂點に立ちユダヤ人の激しい反抗運動を捲き起したアンティオコス エピファネスには廣大な複合國家統一なる政治的目標があった。複雑な要素を含むヘレニズム支配者禮拜を繼受したといわれるローマ帝政初頭の皇帝禮拜が神化の線を強めたとするならば、これも廣大な帝國統一の政治的意圖と無關係でないであろう。しかしその場合、ヘレニズム的な現神理念が強化されたと解されるときも(テীগー)、古ローマ的な doctus 理念がその強化にたいして果たした役割も評價さるべきであろう。doctus 理念に支えられた皇帝禮拜は政治的な要請と結びついてディオクレティアヌス帝のキリスト教徒大迫害にまで跡づけることができるのである。とすれば、三世紀の政治的次元における神帝理念の役割を全く無視することはできないのではあるまいか(前節末尾)。

ところで、アウグストゥスへの碑文とはほぼ同じ頃、黄金時代の到来を高らかに豫言したウエルギリウスのエクローガが現れるが、そこに歌われる「天よりの處女が降り新しい時代が来る」なる豫言は、アレクサンドリアのヘレニズム・ユダヤ的環境に生れた Sibyll. III. の「神によって太陽から平和をもたらす王が送られるであろう」なる思想を素材とするものであったと考

えられている。(27) この同じ環境に生れたアリストテラス書翰の挿入部には、神が王(フトレマイオス二世)に恩恵、理性の力、反省力、義の冠などを與えたとする觀念が表明せられており、アソティオコス エピファネスへの抵抗の書たるマカベア第一書、とくにダニエル書には、エピファネス審判の豫言と「メシアに具象化された人の子(信徒の集會)到來、メシアに支配と王國の與えらるべきこと、の豫言がくりひろげられている。また、ソロモンの詩(十七)には、主なる神がメシアをたてて王となし、之を導いて諸國民を審くであろう、という思想がみられる。とくに注目されるのはフィロポ(De Josepho. VI.)、かれの二國家論において、宇宙の大ボリスと地上の諸多の小ボリスを結ぶものとして王が考えられ、王は神の理性を天上の國から地上のボリスに傳えて神の理性の下に萬人を平等に治めると論ぜられている。同じく類似した二國家論を論じたセネカ(De Otio, IV, 31)に、二つの國家を結ぶものとしての王がみいだされないのである。

以上、未整理のまま提示した僅かな材料をもつてみて、神龍帝理念の形成がきわめて古きにさかのぼり、しかも複雑な現實政治と思想形成のからみあいを前提するものであることが推測されるであろう。神帝理念と支配者禮拜が、世界帝國の成立やアレクサンドロスにおけるごとく全人類平等觀と結びついて前面に現れてくるとするならば、神龍帝理念はそれらに加えて最高神思想やその一神教への傾斜の擡頭と結びついて現れ、いずれもその時々政治的要請や課題に應じて帝權の強化に役

立ったであろう。帝權を強化すべき政治的課題がとくに大であった紀元三世紀には、神帝理念にせよ神龍帝理念にせよ帝權強化の目的に利用された、と考えねばなるまい。

- (1) 「奴隸制と古代末期をめぐる」歴史學研究二二三號。
- (2) Erik Pettrson, Der Monothismus als politisches Problem. Leipzig, 1935. (Theologische Traktate. München. 1951. 収録429) の120頁以下。
- (3) Otto Treitinger, Die Oströmische Kaiser- und Reichsidee nach ihrer Gestaltung im höfischen Zemoniell. Jena. 1938. (2. Aufl. Darmstadt. 1956. Vom Oströmischen Staats- und Reichsgedanken. を併せ録46) Norman H. Baynes, Byzantine Studies and Other Essays. London. 1955. (429頁以下 p. 58) の120頁以下。
- (4) Johannes Straub, Christliche Geschichtsapologetik in der Krisis des römischen Reiches. Historia. Bd. I. Heft. 1. 1950. SS. 52—81. Franz Georg Maier, Augustin und das antike Rom. Stuttgart u. Köln. 1955. などの好著をみよ。
- (5) 「シラノからカノンサまでは一直線」なる一句に象徵されるような、アンブロシウスとテオドロシウス大帝を西歐的 Theokratie の祖とするリオンツン(Hans Lietzmann, Geschichte der alten Kirche. Bd. IV. 1944. Ders., Das Problem Staat und Kirche im weström. Reich. Abh.

- Preuß. Akad., Philos. Hist. Kl., nr. 11, 1940.) のハ
 ヒ・ン・ハ・ン・ハ・ン (Hendrik Berkhof, Kirche und
 Kaiser. Eine Untersuchung der Entstehung der by-
 zantinischen und der theokratischen Staatsfassung
 im vierten Jahrhundert. Zürich, 1947) のハ・ン・ハ・ン
 をハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン (Wil-
 helm Englin, Die Religionspolitik des Kaisers Theo-
 dosius d. Gr. München, 1953) のハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・
 der Spätantike. Hist. Zeitschr., Bd. 177, Heft 3, 1954.
 のハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・
 の懺悔のハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・
 正統教義信仰を國法として強制するハ・ン・ハ・ン・
 的面のハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・
 として一般に四世紀において東西をわけたハ・ン・ハ・ン・
 一般にはリーマン・ベルクホッフの線で考えられてハ・ン・
 する S. L. Greenslade, Church and State from Con-
 stantine to Theodosius. London, 1954. のハ・ン・ハ・ン・
 する。
- (6) Hans-Georg Opitz, Euseb von Caesarea als Theo-
 loge. Zeitschr. f. die neutestamentliche Wissenschaft.
 1935. Hans Eger, Kaiser und Kirche in der Geschi-
 chtheologie Eusebs von Caesarea, Z. n. W. 1939.
- (7) Hendrik Berkhof, Die Theologie des Eusebius von
 Caesarea, Amsterdam. 1939. 附録「ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・
 關係のハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・
 集録三二一。
- (8) W. Englin, Gottkaiser und Kaiser von Gottes
 Gnaden. Stiz. Ber. Bayer. Akad. 1943. id., God-Empperor
 and Emperor by the Grace of God. in: Cambridge
 Ancient History. XII. 1939. p. 356 sq. Ders., Der
 Kaiser in der Spätantike, H. Z. Bd. 177.
- (9) ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・
 ad rei publicae amplificandae gloriam procreato pi-
 nostro Jovio Maximo. (C. I. L III, 12326.) のハ・ン・ハ・ン・
 ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・
 197) の *ἐκαστος γὰρ τὸν θεὸν ἀπορρέουσιν τὴν τοποθεσίαν*
παύτως καὶ τὸν χρόνον τῆς βασιλείας ὁρίσται. のハ・ン・ハ・ン・
 傳えている。また Providentia Augustorum なる貨幣面
 の Vorsehung für die Kaiser のハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・
- (10) ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・
 の若干の貨幣面は deo et domino nato Aureliano
 又は Imp (eratori) deo et domino Aureliano のハ・ン・
 のハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・ハ・ン・
 deorum creatoribus dd. mm. Diocletiano et Maximo
 invictis Augustis (Desau 629).
- (11) Fritz Taeger, Zur Geschichte der spätkaiserzei-

- lichen Herrscherauffassung. Saeculum. VII/2. 1956.
- (11) 紀元三世紀後半のローマの政治状況。
- (12) E. R. Goodenough, The Political Philosophy of Hellenistic Kingship. Yale Classical Studies, 1928.
- (13) Norman H. Baynes, Ensebius and the Christian Church. Annuaire de l'Institut de Philologie et l'histoire orientales. II. Brussels. 1933. (註の所掲論文並に附録) の後 Louis Delatte, Les Traités de la Royauté d'Éphraïm, Diotégène et Séphénidas. Liège. 1942. の研究を引く。
- (14) Ernest Barker, From Alexander to Constantine. Passages and Documents Illustrating the History of Social and Political Ideas 336 B. C.—A. D. 337. 505 p. Oxford. 1956, p. 373. 本書のこの部分は後述。
- (15) Journal of Roman Studies. XXV. (1935). (Baynes, op. cit., p. 343 sqq.)
- (16) Franz Altheim, Niedergang der alten Welt, 2. Bde. Frankfurt a. M. 1952. (1) 希臘羅馬三千年の歴史 (2) 羅馬の歴史 (3) 羅馬の政治と経済 (4) 羅馬の文化と生活 (5) 羅馬の宗教と神話 (6) 羅馬の文学と芸術 (7) 羅馬の法律と行政 (8) 羅馬の科学と技術 (9) 羅馬の芸術と文学 (10) 羅馬の宗教と神話 (11) 羅馬の法律と行政 (12) 羅馬の科学と技術 (13) 羅馬の芸術と文学 (14) 羅馬の宗教と神話 (15) 羅馬の法律と行政 (16) 羅馬の科学と技術 (17) 羅馬の芸術と文学 (18) 羅馬の宗教と神話 (19) 羅馬の法律と行政 (20) 羅馬の科学と技術 (21) 羅馬の芸術と文学 (22) 羅馬の宗教と神話 (23) 羅馬の法律と行政 (24) 羅馬の科学と技術 (25) 羅馬の芸術と文学 (26) 羅馬の宗教と神話 (27) 羅馬の法律と行政 (28) 羅馬の科学と技術 (29) 羅馬の芸術と文学 (30) 羅馬の宗教と神話 (31) 羅馬の法律と行政 (32) 羅馬の科学と技術 (33) 羅馬の芸術と文学 (34) 羅馬の宗教と神話 (35) 羅馬の法律と行政 (36) 羅馬の科学と技術 (37) 羅馬の芸術と文学 (38) 羅馬の宗教と神話 (39) 羅馬の法律と行政 (40) 羅馬の科学と技術 (41) 羅馬の芸術と文学 (42) 羅馬の宗教と神話 (43) 羅馬の法律と行政 (44) 羅馬の科学と技術 (45) 羅馬の芸術と文学 (46) 羅馬の宗教と神話 (47) 羅馬の法律と行政 (48) 羅馬の科学と技術 (49) 羅馬の芸術と文学 (50) 羅馬の宗教と神話 (51) 羅馬の法律と行政 (52) 羅馬の科学と技術 (53) 羅馬の芸術と文学 (54) 羅馬の宗教と神話 (55) 羅馬の法律と行政 (56) 羅馬の科学と技術 (57) 羅馬の芸術と文学 (58) 羅馬の宗教と神話 (59) 羅馬の法律と行政 (60) 羅馬の科学と技術 (61) 羅馬の芸術と文学 (62) 羅馬の宗教と神話 (63) 羅馬の法律と行政 (64) 羅馬の科学と技術 (65) 羅馬の芸術と文学 (66) 羅馬の宗教と神話 (67) 羅馬の法律と行政 (68) 羅馬の科学と技術 (69) 羅馬の芸術と文学 (70) 羅馬の宗教と神話 (71) 羅馬の法律と行政 (72) 羅馬の科学と技術 (73) 羅馬の芸術と文学 (74) 羅馬の宗教と神話 (75) 羅馬の法律と行政 (76) 羅馬の科学と技術 (77) 羅馬の芸術と文学 (78) 羅馬の宗教と神話 (79) 羅馬の法律と行政 (80) 羅馬の科学と技術 (81) 羅馬の芸術と文学 (82) 羅馬の宗教と神話 (83) 羅馬の法律と行政 (84) 羅馬の科学と技術 (85) 羅馬の芸術と文学 (86) 羅馬の宗教と神話 (87) 羅馬の法律と行政 (88) 羅馬の科学と技術 (89) 羅馬の芸術と文学 (90) 羅馬の宗教と神話 (91) 羅馬の法律と行政 (92) 羅馬の科学と技術 (93) 羅馬の芸術と文学 (94) 羅馬の宗教と神話 (95) 羅馬の法律と行政 (96) 羅馬の科学と技術 (97) 羅馬の芸術と文学 (98) 羅馬の宗教と神話 (99) 羅馬の法律と行政 (100) 羅馬の科学と技術 (101) 羅馬の芸術と文学 (102) 羅馬の宗教と神話 (103) 羅馬の法律と行政 (104) 羅馬の科学と技術 (105) 羅馬の芸術と文学 (106) 羅馬の宗教と神話 (107) 羅馬の法律と行政 (108) 羅馬の科学と技術 (109) 羅馬の芸術と文学 (110) 羅馬の宗教と神話 (111) 羅馬の法律と行政 (112) 羅馬の科学と技術 (113) 羅馬の芸術と文学 (114) 羅馬の宗教と神話 (115) 羅馬の法律と行政 (116) 羅馬の科学と技術 (117) 羅馬の芸術と文学 (118) 羅馬の宗教と神話 (119) 羅馬の法律と行政 (120) 羅馬の科学と技術 (121) 羅馬の芸術と文学 (122) 羅馬の宗教と神話 (123) 羅馬の法律と行政 (124) 羅馬の科学と技術 (125) 羅馬の芸術と文学 (126) 羅馬の宗教と神話 (127) 羅馬の法律と行政 (128) 羅馬の科学と技術 (129) 羅馬の芸術と文学 (130) 羅馬の宗教と神話 (131) 羅馬の法律と行政 (132) 羅馬の科学と技術 (133) 羅馬の芸術と文学 (134) 羅馬の宗教と神話 (135) 羅馬の法律と行政 (136) 羅馬の科学と技術 (137) 羅馬の芸術と文学 (138) 羅馬の宗教と神話 (139) 羅馬の法律と行政 (140) 羅馬の科学と技術 (141) 羅馬の芸術と文学 (142) 羅馬の宗教と神話 (143) 羅馬の法律と行政 (144) 羅馬の科学と技術 (145) 羅馬の芸術と文学 (146) 羅馬の宗教と神話 (147) 羅馬の法律と行政 (148) 羅馬の科学と技術 (149) 羅馬の芸術と文学 (150) 羅馬の宗教と神話 (151) 羅馬の法律と行政 (152) 羅馬の科学と技術 (153) 羅馬の芸術と文学 (154) 羅馬の宗教と神話 (155) 羅馬の法律と行政 (156) 羅馬の科学と技術 (157) 羅馬の芸術と文学 (158) 羅馬の宗教と神話 (159) 羅馬の法律と行政 (160) 羅馬の科学と技術 (161) 羅馬の芸術と文学 (162) 羅馬の宗教と神話 (163) 羅馬の法律と行政 (164) 羅馬の科学と技術 (165) 羅馬の芸術と文学 (166) 羅馬の宗教と神話 (167) 羅馬の法律と行政 (168) 羅馬の科学と技術 (169) 羅馬の芸術と文学 (170) 羅馬の宗教と神話 (171) 羅馬の法律と行政 (172) 羅馬の科学と技術 (173) 羅馬の芸術と文学 (174) 羅馬の宗教と神話 (175) 羅馬の法律と行政 (176) 羅馬の科学と技術 (177) 羅馬の芸術と文学 (178) 羅馬の宗教と神話 (179) 羅馬の法律と行政 (180) 羅馬の科学と技術 (181) 羅馬の芸術と文学 (182) 羅馬の宗教と神話 (183) 羅馬の法律と行政 (184) 羅馬の科学と技術 (185) 羅馬の芸術と文学 (186) 羅馬の宗教と神話 (187) 羅馬の法律と行政 (188) 羅馬の科学と技術 (189) 羅馬の芸術と文学 (190) 羅馬の宗教と神話 (191) 羅馬の法律と行政 (192) 羅馬の科学と技術 (193) 羅馬の芸術と文学 (194) 羅馬の宗教と神話 (195) 羅馬の法律と行政 (196) 羅馬の科学と技術 (197) 羅馬の芸術と文学 (198) 羅馬の宗教と神話 (199) 羅馬の法律と行政 (200) 羅馬の科学と技術 (201) 羅馬の芸術と文学 (202) 羅馬の宗教と神話 (203) 羅馬の法律と行政 (204) 羅馬の科学と技術 (205) 羅馬の芸術と文学 (206) 羅馬の宗教と神話 (207) 羅馬の法律と行政 (208) 羅馬の科学と技術 (209) 羅馬の芸術と文学 (210) 羅馬の宗教と神話 (211) 羅馬の法律と行政 (212) 羅馬の科学と技術 (213) 羅馬の芸術と文学 (214) 羅馬の宗教と神話 (215) 羅馬の法律と行政 (216) 羅馬の科学と技術 (217) 羅馬の芸術と文学 (218) 羅馬の宗教と神話 (219) 羅馬の法律と行政 (220) 羅馬の科学と技術 (221) 羅馬の芸術と文学 (222) 羅馬の宗教と神話 (223) 羅馬の法律と行政 (224) 羅馬の科学と技術 (225) 羅馬の芸術と文学 (226) 羅馬の宗教と神話 (227) 羅馬の法律と行政 (228) 羅馬の科学と技術 (229) 羅馬の芸術と文学 (230) 羅馬の宗教と神話 (231) 羅馬の法律と行政 (232) 羅馬の科学と技術 (233) 羅馬の芸術と文学 (234) 羅馬の宗教と神話 (235) 羅馬の法律と行政 (236) 羅馬の科学と技術 (237) 羅馬の芸術と文学 (238) 羅馬の宗教と神話 (239) 羅馬の法律と行政 (240) 羅馬の科学と技術 (241) 羅馬の芸術と文学 (242) 羅馬の宗教と神話 (243) 羅馬の法律と行政 (244) 羅馬の科学と技術 (245) 羅馬の芸術と文学 (246) 羅馬の宗教と神話 (247) 羅馬の法律と行政 (248) 羅馬の科学と技術 (249) 羅馬の芸術と文学 (250) 羅馬の宗教と神話 (251) 羅馬の法律と行政 (252) 羅馬の科学と技術 (253) 羅馬の芸術と文学 (254) 羅馬の宗教と神話 (255) 羅馬の法律と行政 (256) 羅馬の科学と技術 (257) 羅馬の芸術と文学 (258) 羅馬の宗教と神話 (259) 羅馬の法律と行政 (260) 羅馬の科学と技術 (261) 羅馬の芸術と文学 (262) 羅馬の宗教と神話 (263) 羅馬の法律と行政 (264) 羅馬の科学と技術 (265) 羅馬の芸術と文学 (266) 羅馬の宗教と神話 (267) 羅馬の法律と行政 (268) 羅馬の科学と技術 (269) 羅馬の芸術と文学 (270) 羅馬の宗教と神話 (271) 羅馬の法律と行政 (272) 羅馬の科学と技術 (273) 羅馬の芸術と文学 (274) 羅馬の宗教と神話 (275) 羅馬の法律と行政 (276) 羅馬の科学と技術 (277) 羅馬の芸術と文学 (278) 羅馬の宗教と神話 (279) 羅馬の法律と行政 (280) 羅馬の科学と技術 (281) 羅馬の芸術と文学 (282) 羅馬の宗教と神話 (283) 羅馬の法律と行政 (284) 羅馬の科学と技術 (285) 羅馬の芸術と文学 (286) 羅馬の宗教と神話 (287) 羅馬の法律と行政 (288) 羅馬の科学と技術 (289) 羅馬の芸術と文学 (290) 羅馬の宗教と神話 (291) 羅馬の法律と行政 (292) 羅馬の科学と技術 (293) 羅馬の芸術と文学 (294) 羅馬の宗教と神話 (295) 羅馬の法律と行政 (296) 羅馬の科学と技術 (297) 羅馬の芸術と文学 (298) 羅馬の宗教と神話 (299) 羅馬の法律と行政 (300) 羅馬の科学と技術 (301) 羅馬の芸術と文学 (302) 羅馬の宗教と神話 (303) 羅馬の法律と行政 (304) 羅馬の科学と技術 (305) 羅馬の芸術と文学 (306) 羅馬の宗教と神話 (307) 羅馬の法律と行政 (308) 羅馬の科学と技術 (309) 羅馬の芸術と文学 (310) 羅馬の宗教と神話 (311) 羅馬の法律と行政 (312) 羅馬の科学と技術 (313) 羅馬の芸術と文学 (314) 羅馬の宗教と神話 (315) 羅馬の法律と行政 (316) 羅馬の科学と技術 (317) 羅馬の芸術と文学 (318) 羅馬の宗教と神話 (319) 羅馬の法律と行政 (320) 羅馬の科学と技術 (321) 羅馬の芸術と文学 (322) 羅馬の宗教と神話 (323) 羅馬の法律と行政 (324) 羅馬の科学と技術 (325) 羅馬の芸術と文学 (326) 羅馬の宗教と神話 (327) 羅馬の法律と行政 (328) 羅馬の科学と技術 (329) 羅馬の芸術と文学 (330) 羅馬の宗教と神話 (331) 羅馬の法律と行政 (332) 羅馬の科学と技術 (333) 羅馬の芸術と文学 (334) 羅馬の宗教と神話 (335) 羅馬の法律と行政 (336) 羅馬の科学と技術 (337) 羅馬の芸術と文学 (338) 羅馬の宗教と神話 (339) 羅馬の法律と行政 (340) 羅馬の科学と技術 (341) 羅馬の芸術と文学 (342) 羅馬の宗教と神話 (343) 羅馬の法律と行政 (344) 羅馬の科学と技術 (34